

今村議員

最後に出た、条件付随意契約。中松駅近くのはどうなったのか。何を条件にしたのか。あの土地はいろいろ問題になって村有の土地が入っていると聞くが、税務課等でも調べているのか。それも隣接地で契約してあるが。調べた上での契約か。

総務課長

中松の共済跡地は老朽化した事務所があり、それを相殺し今回25年補正に金額を計上している。今後の利用等を踏まえ隣接地に売却という形をとっている。あの用地には取得された方との間には、里道や水路はなく境界になつていない。法務局の字図等で把握し公簿上の面積でやっている。

村長

一般競争入札が平等なやり方のよ



うだが、誰が来て買いかかわらない。所有者となつた者が問題を持ち込むこともある。よつて今までは、ほとんどが随意契約。中松の物件もそうである。また条件付随意契約とは、建物等がある場合、買主が撤去することを条件に入れて、適正な価格を設定する契約。中松の土地については、隣接する方から払い下げの申請があつた。強固な建物が建つていたので、必ず撤去してもらつとの条件を付けての契約。

後藤 征昭 議員



Q 水生苑不正請求の対応は

A 議会が納得する方向に努力する

水生苑建設年度	床	総事業費	村補助総額
平成5年度当初	30床	8億2154万円	2億7152万円
平成17年度増設	20床	2億3004万円	1億円
(合計)	50床	10億5158万円	3億7152万円

平成12年度から24年度まで水生苑 介護給付内訳		給付費全体の負担割合内訳	負担金額
施設入所	14億3204万円	国 (25%)	5億8961万円
通所介護	5億6830万円	県 (12.5%)	2億9479万円
短期入所	1億9576万円	村 (12.5%)	2億9479万円
居宅	1億6227万円	保険料 (50%)	11億7918万円
合計	23億5837万円	合計	23億5837万円

後藤議員

- ア 施設の建設費と介護給付費の村負担分と介護保険料は
- イ 不正請求の内容と対応は
- ウ 勧告内容は
- エ 協定書の内容の見直しが必要では

健康推進課長

- ア 別表のとおり
- イ ①介護保険法に定めている記録が一部分しか確認できず、運営基準違反である。
- ②居宅介護支援の実施状況の把握及び従業員に、運営基準を遵守するための指揮命令を行っていなかった。
- ③関係書類及び記録がないことが判明後も、管理者による実施状況の把握及び介護方針の変換が行われていない。
- ④介護報酬を減算請求しなければならぬ運営基準違反で算定要求を満たしていないのに請求し受領していた。村としては平成21年5月分から24年3月利用分で総額815万7800円の過誤請求による返還を水生苑に求めることにした。
- ウ ①法令と遵守の点検
- ②業務管理体制の改善計画の速やかな策定
- ③責任者は法令遵守の重要性を認識し、従業員者に周知、研修会の開催など実効性のある取り組み体制の構築
- ④平成26年1月から3ヶ月間の新規利用者の受け入れの停止
- エ 検討事項が生じた場合には、協議し追加及び削除ができると考えている。

村長

水生苑とは、相談、報告をしながら協定書を交わしてある。本来水生苑は、旧白水村で法人を作ったものであるが、合併前に議会に報告もなくまた、議会での議決を経ずに村の財産が法人に移管されていることが問題である。今後、議会においても納得いく方向に努力していく。